

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】 2

◇ 公 告

- 一般競争入札による市有財産の売払い【財政局財務部財産活用推進課】 3

北九州市告示第388号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成30年9月7日

北九州市長 北 橋 健 治

訪問看護ステーション（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
社会福祉法人恩賜財団 済生会支部福岡県済生 会訪問看護ステーション ひまわり	北九州市八幡東区春の町二丁目3 番27号	平成30年 9月1日

北九州市公告第617号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年9月7日

北九州市長 北 橋 健 治

1 売り払う物件

- (1) 所在地 戸畑区新池二丁目5515番6
- (2) 公募地目 雑種地
- (3) 実測面積 4,777.36平方メートル
- (4) 最低売却価格 3億2,008万4,000円

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から平成31年2月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）及び平成30年12月29日から平成31年1月3日までの日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

3 入札条件を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

公告日から平成31年2月15日まで（日曜日等及び平成30年12月29日から平成31年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 現地見学会日時

平成30年11月21日の午前10時から正午まで

5 入札に参加するための要件

- (1) あらかじめ入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。
- (2) 入札参加申込みは、所定の様式にアからコまでの資料を添付し、持

参することにより行わなければならない。

ア 役員一覧

イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書で発行後 3 月以内のものに限る。）

ウ 会社等の定款

エ 会社等の概要

オ 過去 3 年分の決算報告書

カ 法人税及び消費税（地方消費税を含む。）の納税証明書（発行後 3 月以内のものに限る。）

キ 市町村民税、固定資産税及び都市計画税の過去 3 年分の納税証明書（発行後 3 月以内のもので本店等の所在地に係るものに限る。）

ク 印鑑証明書（発行後 3 月以内のものに限る。）

ケ 事業実績に関する調書

コ 土地利用提案書

6 入札参加申込みを受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

平成 30 年 12 月 13 日及び同月 14 日のそれぞれ午前 9 時から午後 5 時まで

来庁日時については、あらかじめ北九州市財政局財務部財産活用推進課に電話で連絡し調整すること。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時 平成 31 年 2 月 15 日 午前 10 時

(2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市役所地下 2 階第 6 入札室

8 入札保証金

(1) 入札価格の 100 分の 10 以上

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

9 入札に参加できる者の資格

(1) 土地利用に関する事業の実施に必要な知識、技術的能力等を有し、指定期日までに売買代金の支払が可能であること。また、土地利用に關す

る事業を、確実かつ速やかに実施できること。

(2) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

ア 北九州市（以下「本市」という。）が行う市有地売払いに関し、（ア）から（オ）までの事実があった後2年を経過していない者

（ア） 入札を取り消されたことがある者

（イ） 落札者として資格を取り消されたことがある者

（ウ） 申込みを取り消されたことがある者

（エ） 当選者又は補欠者として資格を取り消されたことがある者

（オ） 前回の市有地売払い以前の落札者又は当選者（補欠者が繰上げにより当選者となった場合を含む。）で契約の締結又は代金の納入に至らなかった者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定又は契約規則第2条の規定に該当する者

ウ 法人税又は消費税（地方消費税を含む。）の滞納がある者

エ 過去3年間に市町村民税、固定資産税又は都市計画税の滞納がある者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

（ア） 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

（イ） 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

（ウ） 次のいずれかに該当する者

a 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

b 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用してしている者

c 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

d 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

e 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

（エ） （ア）から（ウ）までに掲げる者の依頼を受けて入札に参加し

ようとする者

カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体及びその役職員又は構成員

10 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、市は補償の責めを負わない。

12 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、再度入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け、資格審査の上、売り払う。

（1） 受付及び申請書を交付する場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

（2） 受付期間

平成31年3月8日から同年5月30日まで（ただし、入札参加申込みを行った者がいないときは、平成31年1月4日から同年5月30日まで。）（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

13 入札に係る問合せ先

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

電話 093-582-2007